

議案第 1 0 0 号

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6
項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

瑞穂町シルバーワークプラザの施設の管理を行わせる者を下記の
とおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
 瑞穂町シルバーワークプラザ
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人瑞穂町シルバー人材センター
 会長 田中 睦夫
 東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木 9 2 4 番地 1

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(資 料)
指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町シルバーワークプラザ

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

①日 時 令和2年10月21日(水) 午後1時15分から

②会 場 全員協議会室

2 評価結果(1人持ち点100点の8人採点)

評定項目	公益社団法人瑞穂町シルバー人材センター
① 運営方針	74 / 80
② 施設管理	98 / 120
③ 事業計画	57 / 80
④ 利用者サービス	65 / 80
⑤ 収支計画	87 / 120
⑥ 団体の概要	66 / 80
⑦ 安全対策	62 / 80
⑧ 個人情報保護措置	71 / 80
⑨ 類似施設等の管理 運営実績	32 / 40
⑩ その他特記事項	34 / 40
評点合計	646 / 800

3 非公募とした理由

「高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」という、ワークプラザの設置理念に基づき管理運営を行っており、高年齢者の就業に特化した施設管理運営に努めているため、同法人が指定管理者に最適であるとする。